

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊

(スマートPBXサービス)

目次

第1章 総則	2
第1条 適用.....	2
第2条 用語の定義.....	2
第2章 契約	3
第3条 削除.....	
第4条 スマートPBX契約の単位.....	3
第5条 スマートPBX契約申込の方法.....	3
第6条 スマートPBX契約申込の承諾.....	3
第7条 スマートPBX契約者のオンネット番号.....	3
第8条 スマートPBX契約者の全体通信チャンネル数の変更.....	3
第9条 スマートPBX契約者の発信番号通知.....	3
第10条 スマートPBX契約に基づく権利の譲渡.....	4
第11条 その他の契約内容の変更.....	4
第3章 通信	4
第12条 ボイスハードウェア等による制限.....	4
第12条の2 品質の保証.....	4
第4章 料金等の支払義務	4
第13条 利用料金の支払義務.....	4
第5章 保守	5
第14条 ボイスハードウェア等の使用に係る責任.....	5
第6章 損害賠償	5
第15条 責任の制限.....	5
第15条の2 免責.....	6
第7章 データ等の取り扱い	6
第15条の3 データ等の取り扱い.....	6
第15条の4 データ等の利用.....	6
第15条の5 データ等の削除.....	6
第8章 雑則	6
第16条 ボイスモードゲートウェイ装置の提供.....	6
第17条 端末設備の販売等.....	6
第18条 スマートPBX契約者に対する通知.....	6
別記	7
1 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等.....	7
2 スマートPBXサービスに係る端末設備の販売等.....	7
料金表	8
通則.....	8
第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）.....	10
第1 利用料金.....	10
第2 手続きに関する料金.....	11
第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））.....	13
第1 工事費.....	13
第2 設備費.....	14
第3表 附帯サービスに関する料金.....	15
第1 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金.....	15
第2 端末設備の販売等に係る料金.....	16
料金表別表1 スマートPBXに係る付加機能.....	17

第1章 総則

(適用)

第1条 当社は、IP通信網サービス契約約款共通編(以下「共通編」といいます。)

第1条(約款の適用)第2項に規定する別冊としてこの別冊を定め、共通編に加えてこの別冊によりスマートPBXサービスを提供します。

(用語の定義)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 スマートPBX契約	当社からスマートPBXサービスの提供を受けるための契約
2 スマートPBX契約者	当社とスマートPBX契約を締結している者
3 スマートPBX識別番号	スマートPBX契約者を識別するための番号であって、スマートPBX契約に基づいて当社がスマートPBX契約者に割り当てるもの
4 スマートPBX装置	スマートPBX契約に規定するボイスモードの通信を行うことができるようにするために、当社が当社の事業所内に設置する装置
5 オンネットグループ	スマートPBX契約者からあらかじめ申出のあった、相互に通信を行うことができるグループ
6 オンネット通信	所属オンネットグループ内におけるオンネット番号に係る端末設備間の通信
7 拠点番号	拠点を特定するオンネット番号であって当社が管理するもの
8 拠点内線番号	拠点番号の配下のオンネット番号であってスマートPBX契約者が管理するもの
9 オンネット番号	拠点番号と拠点内線番号との組合せであって、同一のオンネットグループに係る利用回線等への通信に利用される番号
10 ボイスハードウェア	スマートPBXサービスを利用するために必要な端末設備
11 ファームウェア	ボイスハードウェアを制御するソフトウェア
12 ボイスソフトウェア	スマートPBXサービスを利用するために必要なソフトウェアであってコンピュータプログラム等の形態をとるもの(当社が別に定めるものに限ります。)
13 ボイスハードウェア等	ボイスハードウェア、ファームウェア又はボイスソフトウェア
14 ボイスモードゲートウェイ装置	IP通信網利用回線の終端とボイスモードに係る自営電気通信設備との間に設置して、ボイスモードに係る通信ができるようにするために使用する装置及びそれに準ずるもの
15 全体通信チャンネル	1のオンネットグループに割り当てられる同時接続可能

	数
16 拠点番号通信チャネル	ボイスモードゲートウェイ装置にかかるスマートPBX契約者からの申出及び当社の承諾により利用可能となる1のボイスモードゲートウェイ装置あたりの同時接続数

(注) 本条12欄に規定する別に定めるものは、「Smart PBXソフトウェア使用許諾」に記載するものとします。

第2章 契約

第3条 削除

(スマートPBX契約の単位)

第4条 当社は、共通編第8条（IP通信網契約の単位）に規定する契約の単位として、1のスマートPBX契約者識別番号につき1のスマートPBX契約を締結します。この場合、スマートPBX契約者は、1のスマートPBX契約につき1人に限ります。

(スマートPBX契約申込みの方法)

第5条 共通編第9条（IP通信網契約申込みの方法）に規定する契約申込みの方法として、スマートPBX契約の申込みをするときは、当社が指定する方法によりスマートPBX契約の申込みを行っていただきます。

- (1) 種類等
- (2) オンネット番号
- (3) 全体通信チャネル追加数
- (4) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(スマートPBX契約申込みの承諾)

第6条 当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）第1項の申込みがあった場合、スマートPBX契約の申込み者が、当社の指定するボイスハードウェア又は当社が指定するボイスソフトウェアを使用することを条件として、その請求を承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、共通編第10条第2項に規定する場合には、そのスマートPBX契約の申込みを承諾しないことがあります。

(スマートPBX契約者のオンネット番号)

第7条 当社は、スマートPBX契約者からオンネット番号を指定していただきます。

- 2 スマートPBX契約者は、オンネット番号に係る拠点番号及び拠点内線番号を設定することができます。
- 3 スマートPBX契約者は、オンネット番号を変更することができます。
- 4 オンネット番号の桁数等は、1のオンネットグループごとに当社がそのオンネットグループの契約者と協議して定めます。この場合において、スマートPBX契約者が設定可能なオンネット番号の桁数その他の条件は、当社が別に定めるところによります。

5 当社は、スマートPBX契約者から請求があったときは、1のスマートPBX契約に複数のオンネット番号を提供します。この場合において、スマートPBX契約者が利用できるオンネット番号の数は当社が別に定めるところによります。

(注1) 本条第4項に規定する当社が別に定めるところは、次のとおりとします。

- (1) オンネット番号の桁数は、拠点番号（最小1桁～最大11桁）及び端末番号（最小2桁～最大11桁）を合わせた桁数とします。
- (2) スマートPBX契約者は、第11条（その他の契約内容の変更）の規定に基づき、オンネット番号の桁数の変更（増加する場合に限ります。）を請求できます。

(注2) 本条第5項に規定する当社が別に定めるものは、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。）第1（利用料金）に記載するものとします。

(スマートPBX契約者の全体通信チャネル数の変更)

第8条 スマートPBX契約者は、全体通信チャネル数の変更の請求をすることができます。

2 削除

3 削除

4 当社は、共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）及び第6条（スマートPBX契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(スマートPBX契約者の発信番号通知)

第9条 オンネットグループに係るスマートPBX利用回線相互間の通信については、発信元のオンネット番号を着信先へ通知します。

(スマートPBX契約に基づく権利の譲渡)

第10条 当社は、共通編第13条（IP通信網契約に基づく権利の譲渡）第2項の規定によりスマートPBX利用権（スマートPBX契約者がスマートPBX契約に基づいてスマートPBXサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項に規定する場合を除いて、これを承認します。

(その他の契約内容の変更)

第11条 当社は、スマートPBX契約者から請求があったときは、第5条（スマートPBX契約申込みの方法）第1項4号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第6条（スマートPBX契約申込みの承諾）及び共通編第10条（IP通信網契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第3章 通信

(ボイスハードウェア等による制限)

第12条 当社は、スマートPBX契約者が使用するボイスハードウェア等の種類又は通信先が使用するボイスハードウェア等の種類によって、スマートPBXサービスの一部を利用することができない場合があります。

2 当社は、前項に規定する事象について、その事実を知ったときはスマートPBX契約者にそのことを通知します。

(品質の保証)

第12条の2 当社は、スマートPBXサービスがスマートPBX契約者の期待どおりの通話に関する品質を有すること及び接続が中断されないことを保証しません。

第4章 料金等の支払義務

(利用料金の支払義務)

第13条 共通編第29条（利用料金等の支払義務）に規定する利用料金等の支払義務として、スマートPBX契約者は、そのスマートPBX契約に基づいて当社がスマートPBXサービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、スマートPBX契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止があった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、当社が提供するスマートPBXサービスの態様に応じて料金表第1表（料金）に規定する利用料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、スマートPBXサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、スマートPBX契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、スマートPBX契約者は、次の場合を除き、通信を行うことができなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
<p>1 スマートP B X契約者の責めによらない理由により、そのスマートP B Xサービスを全く利用できない状態（そのスマートP B X契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのスマートP B Xサービスについての料金（当社が別に定めるものに限ります。）</p>
<p>2 当社の故意又は重大な過失によりそのスマートP B Xサービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのスマートP B Xサービスについての料金（当社が別に定めるものに限ります。）</p>

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注) 本条第2項第2号の表の1欄及び2欄に規定する当社が別に定める料金は、料金表第1表（料金）に規定する料金（利用料の加算額に係るものを除きます。）とします。

第5章 保守

(ボイスハードウェア等の使用に係る責任)

第14条 当社は、当社が必要と判断したときは、当社が指定するボイスハードウェア等を変更することがあります。

2 当社は、前項の規定によりボイスハードウェア等を変更するときは、そのことをスマートP B X契約者に通知します。

3 スマートP B X契約者は、前2項の規定によりボイスハードウェア等が変更されたときは、その使用するボイスハードウェア等を速やかに変更するものとします。

第6章 損害賠償

(責任の制限)

第15条 当社は、共通編第38条（責任の制限）に規定するほか、スマートP B Xサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのスマートP B Xサービスが全く利用できない状態（そのスマートP B X契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのスマートP B X契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、スマートP B Xサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのスマートP B Xサービスに係る料金（料金表第1表（料金）に規定するスマートP B X契約に係る利用料の加算額については、その所属オンネットグループに係る全てのスマートP B X契約者が通信（所属オンネットグループ内において行うものを除きます。）を全く行うことができない状態が生じた場合に限り、この料金に

含みます。)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりスマートPBXサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注1) 削除

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第15条の2 当社は、共通編第39条(免責)に規定するほか、前条の場合を除き、スマートPBX契約者に係る損害の賠償をしないものとし、スマートPBX契約者は当社にその損害の賠償の請求をしないものとします。

2 前条の規定にかかわらず、スマートPBX契約者は、共通編第39条(免責)に規定するほか、スマートPBXサービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合は、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

3 前条の規定にかかわらず、当社は、共通編第39条(免責)に規定するほか、スマートPBXサービスの利用により生じる結果について、スマートPBX契約者に対し、スマートPBXサービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分及びその他の原因を問わず責任を負担しないものとします。

第7章 データ等の取り扱い

(データ等の取り扱い)

第15条の3 第15条の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されたデータ等が、滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合は、これによりスマートPBX契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

(データ等の利用)

第15条の4 当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又はスマートPBXサービスの維持運営のため、当社の電気通信設備に保存されたデータ等を確認、複写又は複製することがあります。

(データ等の削除)

第15条の5 第15条の3に規定するほか、当社は、共通編第14条又は第15条のスマートPBX契約の解除があったときは、当社の電気通信設備に保存されているデータを削除します。この場合において、当社は、スマートPBX契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。

第8章 雑則

(ボイスモードゲートウェイ装置の提供)

第16条 当社は、スマートPBX契約者から請求があったときは、別記1に定めるところによりスマートPBX契約に係るボイスモードゲートウェイ装置を提供します。

(端末設備の販売等)

第17条 当社は、スマートPBX契約者から請求があったときは、別記2に定めるところによりスマートPBX契約に係る端末設備を販売します。

(スマートPBX契約者に対する通知)

第18条 スマートPBX契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、スマートPBX契約者に対する通知が完了したものとします。

(2) スマートPBX契約者がスマートPBX契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たスマートPBX契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、

又はFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、スマートPBX契約者に対する通知が完了したものとします。

- (3) スマートPBX契約者がスマートPBX契約の申込みの際又はその後に当社に届け出たスマートPBX契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、スマートPBX契約者に対する通知が完了したものとします。
- (4) 当社がスマートPBX契約者に対し、対面にて又は電話を用いて口頭で伝えます。この場合は、その口頭で伝えた時をもって、スマートPBX契約者に対する通知が完了したものとします。
- (5) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、スマートPBX契約者に対する通知が完了したものとします。

別記

1 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等

- (1) 当社は、スマートPBX契約者から請求があったときは、ボイスモードゲートウェイ装置（IP通信網利用回線の終端とボイスモードに係る自営電気通信設備との間に設置して、ボイスモードに係る通信ができるようにするために使用する装置（それに準ずるものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）を提供します。この場合、スマートPBX契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 当社は、スマートPBX契約者から請求があったときは、ボイスモードゲートウェイ装置の設置若しくは移転、ボイスモードゲートウェイ装置に係る変更又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、スマートPBX契約者は、料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します。
- (3) ボイスモードゲートウェイ装置を設置するために必要な場所は、スマートPBX契約者から提供していただきます。
- (4) ボイスモードゲートウェイ装置に必要な電気は、スマートPBX契約者から提供していただきます。
- (5) スマートPBX契約者がボイスモードゲートウェイ装置を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (6) 当社は、当社が設置したボイスモードゲートウェイ装置を善良な管理者の注意をもってスマートPBX契約者に保管していただきます。
- (7) スマートPBX契約者は、ボイスモードゲートウェイ装置を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

2 スマートPBXサービスに係る端末設備の販売等

- (1) 当社は、スマートPBX契約者から請求があったときは、端末設備を販売します。この場合において、販売する端末設備の機種及び販売価格は、料金表第3表第2（端末設備の販売等に係る料金）に定めるところによります。
- (2) 当社が販売する端末設備の引渡については、当社の費用と責任で、スマートPBX契約者の指定する場所に送付するものとします。
- (3) スマートPBX契約者が当社の販売する端末設備を受領したことにより引渡が完了されたものとします。
- (4) スマートPBX契約者による端末設備の販売に係る料金の支払いを当社が確認した時点で、当社が販売する端末設備の所有権は当社からスマートPBX契約者に移るものとします。
- (5) スマートPBX契約者は、端末設備の設定（管理者権限を必要とする設定は除きます。）を行うことができます。
- (6) スマートPBX契約者は、端末設備が故障したときは、保証期間（端末設備の引渡を完了した日から起算して1年間とします。）に限り、当社へ修理（保証対象の故障に係るものに限り。）を請求することができます。
- (7) (1) から (6) までに規定するほか、端末設備の販売等に係る代金の支払方法及び消費税相当額の加算については料金表通則の規定に、延滞利息については共通編第34条（延滞利息）の規定にそれぞれ準じて取り扱います。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、スマートPBX契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金及び使用料（以下4まで「定額利用料等」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日にスマートPBXサービス又は付加機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に契約の解除（端末設備についてはその廃止）があったとき。
 - (3) 料金月の初日にスマートPBXサービス又は付加機能の提供の開始を行い、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日にスマートPBXサービスの品目の変更により定額利用料等の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第13条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表（2欄の規定を除きます。）の規定（これに準ずる規定を含みます。）に該当するとき。
 - (6) 5の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 2の規定による定額利用料等の日割は料金月の日数により行います。この場合、第13条第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 4 利用料金のうち利用料については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめスマートPBX契約者の承諾を得て、2の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。
(端数処理)
- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
(料金等の支払い)
- 7 スマートPBX契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するIP通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 8 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
(料金等の一括後払い)
- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、7及び8の規定にかかわらず、スマートPBX契約者の承諾（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の2に規定する説明を事前に行った場合を含みます。）を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
(過払金の相殺)
- 10 当社は、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。
(消費税相当額の加算)
- 11 第13条（利用料金の支払義務）並びに共通編第30条（手続きに関する料金の支払義務）及び共通編第31条（工事費の支払義務）及び共通編第31条の2（設備費の支払い義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格

(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。)に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。

(注) この料金表に規定する料金その他の債務(法令の規定により消費税相当額が課されないものを除きます。)は、税抜価格とし、かっこ内の料金額は、税込価格を表示します。この約款において料金表以外についても同様とします。

(料金等の臨時減免)

12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は料金等の減免を行ったときは、関係の I P 通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1 適用

区 分	内 容						
(1) スマートPBXサービスの細目	2-1に規定する利用料のうち、オンネット番号利用料を適用するにあたって、次表のとおり細目を定めます。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>細目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>タイプ2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>ボイスモードゲートウェイ装置を使って、スマートPBXサービスを利用するもの</td> </tr> </tbody> </table>	細目	内容	タイプ1	タイプ2以外のもの	タイプ2	ボイスモードゲートウェイ装置を使って、スマートPBXサービスを利用するもの
	細目	内容					
	タイプ1	タイプ2以外のもの					
	タイプ2	ボイスモードゲートウェイ装置を使って、スマートPBXサービスを利用するもの					
備考							
<p>1 スマートPBX契約者は、保留音登録機能（通話先へスマートPBX契約者が登録した音響を送出する機能をいいます。以下同じとします。）を利用することができます。</p> <p>2 スマートPBX契約者は、保留音登録機能により送出的音響について当社が指定する規格及び再生時間で作成のうえ、登録するものとします。</p> <p>3 タイプ1は、1のオンネット番号につき1の通信チャネルを利用できるものとします。</p> <p>4 タイプ1のオンネット番号の数及びタイプ2のボイスモードゲートウェイ装置の数を合算した値の上限は999とします。</p> <p>5 タイプ2は、1のオンネット番号（1の拠点番号）につき任意の通信チャネル数を利用できるものとします。</p>							
(2) スマートPBX契約に係る料金の適用	2-1に規定する利用料のうち、基本料は、スマートPBX契約（オンネットグループ）ごとに適用します。						
(3) タイプ1に係る料金の適用	タイプ1にかかる料金は、オンネット番号ごとにオンネット番号利用料を適用します。						
(4) タイプ2に係る料金の適用	タイプ2にかかる料金は、ボイスモードゲートウェイ装置ごとに、利用する通信チャネル数が1までの場合はオンネット番号利用料を適用し、追加する1の通信チャネルごとに拠点番号通信チャネル追加料を計算し、オンネット番号利用料に拠点番号通信チャネル追加料を合算して適用します。						

(5) 全体通信チャネル追加料の適用	(1) 当社は、全体通信チャネル数について、タイプ1及びタイプ2のオンネット番号の数を合算した値50あたり10の通信チャネルをあらかじめ割り当てるものとします。 (2) 第8条(スマートPBX契約者の全体通信チャネル数の変更)第4項に規定する全体通信チャネル数の追加があった場合、2-2に規定する全体通信チャネル追加料を適用します。
(6) 付加機能利用料の適用	付加機能利用料は、スマートPBX契約者が利用する付加機能について、2-3(付加機能利用料)に規定する料金額ごとに計算しその合計額を適用します。

2 料金額

2-1 利用料

区 分	単 位	料 金 額
基本料	1のスマートPBX契約(オンネットグループ)ごとに月額	5,000円(5,500円)
オンネット番号利用料	1のオンネット番号(1の通信チャネルを含みます。)ごとに月額	500円(550円)

2-2 利用料の加算額

区 分	単 位	料 金 額
全体通信チャネル追加料	10の通信チャネルごとに月額	5,000円(5,500円)
拠点番号通信チャネル追加料	1の通信チャネルごとに月額	500円(550円)
備考	全体通信チャネル数の上限は200とします。	

2-3 付加機能利用料

区 分	単 位	料 金 額
Flexible InterConnect 接続機能	1の契約ごとに	—

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容				
(1) 手続きに関する料金の適用	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡承認手数料</td> <td>利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	譲渡承認手数料	利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金
種 別	内 容				
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金				

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1 の契約ごとに	800円 (880円)

第2表 工事に関する費用（工事費（附带サービスの工事費を除きます。））

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容				
(1) 交換機等工事費の適用	<p>工事費は、施工した工事に係る交換機等工事費を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>交換機等工事費の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交換機等工事費</td> <td>IP通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費の適用	交換機等工事費	IP通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。
区 分	交換機等工事費の適用				
交換機等工事費	IP通信網サービス取扱所に設置される交換設備、主配線盤又は蓄積装置等において工事を要する場合に適用します。				
(2) 割増工事費の適用	<p>当社は、契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社のスマートPBXサービスに係る業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、次表に規定する額とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）</td> <td>その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）	その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額				
午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、終日とします。）	その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額				
(3) 工事費の適用除外	<p>次の工事費については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払を要しません。</p> <p>付加機能（Flexible InterConnect接続機能に限ります。）の利用の開始に関する工事</p>				
(4) 工事費の減額適用	<p>当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。</p>				

2 工事費の額

スマートPBXサービスに関するもの

スマートPBXサービス又は付加機能の提供の開始若しくは変更、オンネット番号の登録若しくは変更、通信チャンネル数等の設定内容の変更又はその他の契約内容の変更に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
交換機等工事費	ア 利用の開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	3,000円 (3,300円)
	上記以外に関する工事の場合	1のオンネットグループごとに	10,000円 (11,000円)

	イ 上記以外に関する工事の場合	付加機能に関する工事の場合	1の工事ごとに	3,000円 (3,300円)
		上記以外に関する工事の場合	1のオンネットグループごとに	5,000円 (5,500円)

第2 設備費

1 適用

区 分	内 容
設備費の適用	<p>(1) 設備費は、特別な電気通信設備の部分の設備について適用します。</p> <p>(2) 設備費は、同時に利用する他のスマートPBX契約者がある場合は、その利用の態様に応じ、必要な費用を算定し適用します。この場合において、同時に利用するスマートPBX契約者の数が変更となる場合は、減額又は増額となるときがあります。</p> <p>(3) 法定耐用年数に達する等、当該電気通信設備を公開すべき真にやむを得ない事情が生じたときは、当社はスマートPBX契約者とその設備の負担方法等について、あらかじめ協議するものとします。</p>

2 設備費の額

区 分		設備費の額
特別な電気通信設備の部分	ア イ以外のもの	別に算定する実費
	イ 加算額	別に算定する実費

第3表 附帯サービスに関する料金
 第1 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金
 1 適用

区 分	内 容						
(1) ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金の適用	<p>1 当社は、スマートPBX契約者について、ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金を適用します。</p> <p>2 当社は、ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p>						
(2) ボイスモードゲートウェイ装置の保守の区別に係る料金の適用	<p>当社は、ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に係る料金を適用するにあたって、次表のとおりボイスモードゲートウェイ装置の保守の区別を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エコノミー</td> <td>そのボイスモードゲートウェイ装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にそのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの</td> </tr> <tr> <td>スタンダード</td> <td>そのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合、IP通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	エコノミー	そのボイスモードゲートウェイ装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にそのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの	スタンダード	そのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合、IP通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの
区 別	内 容						
エコノミー	そのボイスモードゲートウェイ装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にそのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの						
スタンダード	そのボイスモードゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合、IP通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの						

2 料金額

ボイスモードゲートウェイ装置ごとに月額

区 分		使 用 料	
		エコノミー	スタンダード
音声インタフェースがCOT (F X S) インタフェースのもの	通信チャンネルが4チャンネルのもの	1,800円 (1,980円)	2,000円 (2,200円)
	通信チャンネルが8チャンネルのもの	3,600円 (3,960円)	4,000円 (4,400円)
音声インタフェースが基本インタフェース (B R I) のもの	通信チャンネルが4チャンネルのもの	1,800円 (1,980円)	2,000円 (2,200円)
	通信チャンネルが8チャンネルのもの	3,600円 (3,960円)	4,000円 (4,400円)

音声インタフェースが1次群インタフェース（PRI）のもの	4,800円(5,280円)	5,300円(5,830円)
------------------------------	----------------	----------------

3 ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に関する工事費

区 分	単 位	料 金 額
ボイスモードゲートウェイ装置の提供等に関する工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

第2 端末設備の販売等に係る料金

1 適用

区 分	内 容
端末設備の販売等に係る料金の適用	当社は、スマートPBX契約者について2（料金額）に規定する料金額を適用します。

2 料金額

区 分	料金額
ミッドレンジモデルAC電源付き	22,500円(24,750円)
ベーシックモデルAC電源付き	13,600円(14,960円)

料金表別表1 スマートPBXに係る付加機能

区 分	提 供 条 件
1 削除	削除
2 削除	削除
<p>3 Flexible InterConnect接続機能 当社のSmart Data Platformサービス 利用規約 別冊（ネットワーク）に規 定するFlexible InterConnectサービ ス（Universal Oneサービス接続メニ ューに限りません。）及びUniversal Oneサ ービス契約約款（第1編に限りません。） に規定するUniversal Oneサービス第 1種を利用してスマートPBXサービ スを利用できる機能</p>	<p>(1) 当社は、スマートPBX契約者に、本付 加機能を提供します。 (2) スマートPBX契約者は、本機能の利用 の請求にあたって、その利用に係る Flexible InterConnectサービスの契約 者（当社のSmart Data Platformサービ ス利用規約 別冊（ネットワーク）に 規定するものをいいます。）及び Universal Oneサービスの代表契約者（当 社のUniversal Oneサービス契約約款に 規定するものをいいます。）の同意を得 るものとします。</p>